



エイチ・エス損保 2026

ディスクロージャー誌別冊（ソルベンシー・マージン比率編）



▲● エイチ・エス損害保険株式会社

本資料の位置づけ

本資料は、「エイチ・エス損保 2026 ディスクロージャー誌」（以下「本誌」）において別冊で公表することとしていた「Ⅴ 財産の状況 4 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）」を掲載したものです。

（本誌より抜粋）

目次

はじめに	2
企業概要	2
代表メッセージ	3
エイチ・エス損保の目指す姿	4
トピックス	5
CSR（企業の社会的責任）	7
Ⅰ 当社の概況および組織	
1 代表的な経営指標	8
2 当社の沿革	8
3 経営組織	9
4 株主・株式の状況	10
5 役員の状況	10
6 会計監査人の状況	12
7 従業員の状況	12
Ⅱ 保険会社の主要な業務の内容	
1 取扱商品	15
2 各種サービス	16
3 保険の仕組み一般	18
4 保険約款	19
5 保険料	19
6 保険金のお支払い	21
7 保険募集	22
Ⅲ 保険会社の主要な業務に関する事項	
1 2025年度における事業の概況	24
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	27
3 業務の状況を示す指標	27
4 責任準備金の残高の内訳	43
5 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）	43
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表	44
Ⅳ 保険会社の運営	
1 お客さま本位の業務運営	45
2 リスク管理の体制	50
3 法令等遵守の体制	52
4 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	53
5 社外・社内の監査・検査体制	53
6 コーポレートガバナンスの体制	53
7 内部統制システムの構築に関する基本方針	54
8 プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）	56
9 反社会的勢力の排除のための基本方針	62
10 利益相反管理の基本方針	62
Ⅴ 財産の状況	
1 計算書類	64
2 保険業法に基づく債権	73
3 元本補填契約のある信託に係る債権の状況	73
4 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）	73
5 時価情報	73
6 その他	75

4. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位：％、百万円）

区分（単体ベース）		2024 年度	2025 年度	増減
Tier 1 適格資本の額（B）－（C）	Tier 1 適格資本に係る基礎項目の額（A）	-	1,301	-
	Tier 1 適格資本に係る基礎項目の額（B）	-	1,759	-
	算入制限のない Tier1 資本調達手段の額	-	1,612	-
	算入制限のある Tier1 資本調達手段の額	-	-	-
	資本調達手段以外の Tier 1 適格資本の額	-	147	-
	Tier 1 適格資本に係る調整項目の額（C）	-	457	-
	Tier 2 適格資本の額（E）－（F）－（G）（D）	-	127	-
	Tier 2 適格資本に係る基礎項目の額（E）	-	127	-
	Tier 2 資本調達手段の額	-	-	-
	資本調達手段以外の Tier 2 適格資本の額	-	127	-
	Tier 2 適格資本に係る調整項目の額（F）	-	-	-
	Tier 2 適格資本への上限適用による控除の額（G）	-	-	-
	適格資本の額（A）＋（D）①	-	1,429	-
生命保険リスクの額	生命保険リスクの額（a）	-	-	-
	損害保険リスクの額（b）	-	387	-
	巨大災害リスクの額（c）	-	468	-
	市場リスクの額（d）	-	50	-
	信用リスクの額（e）	-	140	-
	オペレーショナル・リスクの額（f）	-	119	-
	マネジメント・アクションの効果の上限超過額（g）	-	-	-
	分散効果の額（h）	-	293	-
	所要資本の額（税効果考慮前）（a）＋（b）＋（c）＋（d）＋（e）＋（f）＋（g）－（h）（i）	-	873	-
	所要資本の税効果の額（j）	-	-	-
所要資本の額（税効果考慮後）（i）－（j）②		-	873	-
ソルベンシー・マージン比率 ①／②		-	163.6	-

（注）「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）および第 87 条（通常の予測を超える危険に対応する額）ならびにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

<ソルベンシー・マージン比率とは>

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。この比率が 100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026 年 3 月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（\%）} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

適格資本とは、リスク事象発現時に保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことで、純資産や含み益などが含まれます。適格資本は、その損失吸収能力や利用可能性に応じて 2 つの階層（Tier）に分類されます。

Tier 1 適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）および会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier 2 適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。当社では、将来発生しうる次のリスクを測定し、それぞれのリスク量を統合することによって所要資本を算出します。

①	損害保険リスク	保険事故の発生頻度や損害額の変動等により生じるリスク
②	巨大災害リスク	大規模自然災害等の発生により多額の保険金支払いが生じるリスク
③	市場リスク	金利、株価、為替等の市場価格の変動により資産価値が変動するリスク
④	信用リスク	再保険者や取引先の信用状況の悪化により損失が生じるリスク
⑤	オペレーショナル・リスク	業務プロセスの不備やシステム障害等により損失が生じるリスク

(1) ソルベンシー・マージン比率ならびに適格資本の額および所要資本の額

(単位：百万円、%)

要約 (単体ベース)			
項目	イ	ロ	ハ
	2024 年度	2025 年度	増減
適格資本の額 (A)	-	1,429	-
所要資本の額 (B)	-	873	-
ソルベンシー・マージン比率 ((A) / (B))	-	163.6	-

(2) 適格資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

適格資本の額の構成 (単体ベース)		
項目	イ	ロ
	2024 年度	2025 年度
Tier 1 適格資本の額 ((B) - (C)) (A)	-	1,301
Tier 1 適格資本に係る基礎項目の額 (B)	-	1,759
算入制限のない Tier 1 資本調達手段の額	-	1,612
算入制限のある Tier 1 資本調達手段の額	-	-
資本調達手段以外の Tier 1 適格資本の額	-	147
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	-	△15
資本剰余金 (Tier 2 適格資本に算入されるものを除く) の額	-	-
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	-	0
その他の拠出金等の額	-	-
経済価値ベースの調整額	-	161
Tier 1 適格資本に係る調整項目の額 (C)	-	457
無形固定資産 (繰延税金負債相殺後) の額	-	366
繰延税金資産の額	-	91
前払年金費用又は退職給付に係る資産 (繰延税金負債相殺後) の額	-	-
他の金融機関等が意図的に保有している Tier 1 資本調達手段の額	-	-
自己の Tier 1 資本調達手段への投資の額	-	-
不適格再保険資産の額	-	-
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	-	-
Tier 2 適格資本の額 ((E) - (F) - (G)) (D)	-	127
Tier 2 適格資本に係る基礎項目の額 (E)	-	127
Tier 2 資本調達手段の額	-	-
算入制限のある Tier 1 資本調達手段の制限を超過した額	-	-
払込済み Tier 2 資本調達手段の額	-	-
払込未済の Tier 2 資本調達手段の額	-	-
資本調達手段以外の Tier 2 適格資本の額	-	127
Tier 2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	-	-
処分制約のある資産のうち Tier 1 適格資本から控除される額	-	-
Tier 2 バスケット (上限適用後) の額	-	127
Tier 2 適格資本に係る調整項目の額 (F)	-	-
他の金融機関等が意図的に保有している Tier 2 資本調達手段の額	-	-
自己の Tier 2 資本調達手段への投資の額	-	-
Tier 2 適格資本への上限適用による控除の額 (G)	-	-
適格資本の額 ((A) + (D))	-	1,429

(3) 所要資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

所要資本の額の構成（単体ベース）		
項目	イ	ロ
	2024 年度	2025 年度
生命保険リスクの額 (A)	-	-
損害保険リスクの額 (B)	-	387
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	-	-
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	-	-
財物保険類似の商品に係るリスクの額	-	-
その他保険に係るリスクの額	-	387
巨大災害リスクの額 (C)	-	468
巨大自然災害リスクの額	-	17
日本における地震に係るリスクの額	-	17
日本における風水災に係るリスクの額	-	-
日本における雪災に係るリスクの額	-	-
外国における巨大災害に係るリスクの額	-	-
その他の額	-	-
その他の巨大災害に係るリスクの額	-	467
マネジメント・アクションの効果の額	-	-
市場リスクの額 (D)	-	50
金利リスクの額	-	2
スプレッドリスクの額	-	0
株式リスクの額	-	-
不動産リスクの額	-	10
為替リスクの額	-	15
資産集中リスクの額	-	45
マネジメント・アクションの効果の額	-	-
信用リスクの額 (E)	-	140
オペレーショナル・リスクの額 (F)	-	119
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	-	-
分散効果の額 (H)	-	293
所要資本の額（税効果考慮前）((A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) - (H)) (I)	-	873
所要資本の税効果の額 (J)	-	-
所要資本の額（税効果考慮後）((I) - (J))	-	873

(注) 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。

(4) 経済価値ベースのバランスシートに関する事項

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）				
科目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
資産の部				
総資産	3,228	177	△28	3,377
現金および預貯金	1,874	-	-	1,874
有価証券	170	-	△2	168
社債	140	-	△2	137
外国証券	30	-	-	30
社債	30	-	-	30
有形固定資産	43	-	-	43
建物	40	-	-	40
その他の有形固定資産	2	-	-	2
無形固定資産	366	-	-	366
ソフトウェア	365	-	-	365
その他の無形固定資産	0	-	-	0
繰延税金資産	103	-	△12	91
その他資産	670	-	-	670
再保険回収額		177	△13	163
負債の部				
総負債	2,439	△849	△190	1,400
保険負債（保険契約準備金） 合計	1,743	△500	△190	1,053
資産ポートフォリオによっ て複製可能な保険負債				-
現在推計の額（保険契約準備 金のうち、規制上の準備 金に属するもの以外）	936			1,036
現在推計を超えるマージン （MOCE）の額				16
規制上の準備金に属するも の（危険準備金等）	807	△807	-	-
非保険負債合計	695	△349	-	346
その他の引当金	42	-	-	42
価格変動準備金	1	△1	-	-
未払法人税等	43	-	-	43
仮受金	440	△348	-	92
その他負債	167	-	-	167
純資産の部				
純資産	788	1,026	-	1,977
株主資本合計	788	808	-	1,596
資本金	1,612	-	-	1,612
利益剰余金	△823	-	-	△823
規制上の準備金		808	-	808
その他の包括利益累計額合計 （評価・換算差額等合計）	0	-	-	0
その他有価証券評価差額金	0	-	-	0
その他	-	218	-	218
経済価値ベースの調整額				161

経済価値ベースのバランスシートに関する注記

①経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ニの定めにより、令和 7 年金融庁告示第 74 号および令和 7 年金融庁告示第 75 号に準拠して作成しています。

②当社における主な資産の評価方法は次のとおりとしています。

ア. 資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていない満期保有目的の債券についても時価に評価替えをしています。また財務会計上時価評価している外国証券については、貸借対照表計上額により評価しています。

イ. 再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約について、実績データをもとに将来支払うと見込まれる保険金支払額を見積もっています。そのうち再保険契約により回収できる金額を契約条件に基づいて算定し、将来受け取る見込みの金額を現在価値に換算した額を再保険回収額として計上しています。

ウ. 繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を減算しています。

③当社における経済価値ベースの保険負債の評価方法は次のとおりとしています。

ア. 概要

基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下「MOCE」という。）を上乗せして保険負債を評価します。具体的にはイ. ～オ. のとおりです。

イ. 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

ウ. 将来キャッシュ・フローの見積り

（ア）契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利および義務に基づき判断しています。

（イ）将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提は、保険種類別に設定し、直近の実績等および保険契約の特性を反映しています。

損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計においては、金融庁告示第 74 号第 15 条第 1 項に定める算式を適用しています。当該算式は、未経過保険料等にコンバインドレシオおよび新契約費率を反映して将来キャッシュ・フローを簡便的に見積もる方法です。コンバインドレシオおよび新契約費率の前提は、保険種類別に、直近の実績または収支計画に基づき設定しています。

損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計においては、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っており、具体的には、チェーン・ラダー法を用いています。展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績等および保険契約の特性を反映しています。

（ウ）プロポーショナリティ原則の適用

a. 再保険回収額に係る期待回収不能額

原則的な取扱いでは、再保険回収額に係る期待回収不能額を考慮する必要がありますが、当社ではプロポーショナリティ原則を適用し、これを考慮しない取扱いとしています。原則的な取扱いを行う場合、再保険者の格付に応じたデフォルト率や損失率を設定するにあたり、採用するデータや設定方法を整理したうえで適切な

前提を決定する必要がある、実務負荷が増加します。また、再保険者の信用力を踏まえたデフォルト率は低く、加えて当社の再保険回収額はその大半が短期間で回収されることから、期待回収不能額は僅少であり、当該影響額がソルベンシー・マージン比率の計算結果に与える重要性は低いと判断しています。

エ. 割引率

割引率はリスクフリー・レート of イールド・カーブに調整後スプレッドを加算して算出しています。リスクフリー・レート of イールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

調整後スプレッドは、当社が引き受けた保険契約の集合（以下「保険契約ポートフォリオ」という。）をトップバケット、ミドルバケット、一般バケットに分類して算出します。主な保険契約ポートフォリオごとの適用バケットと主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5 年	10 年	15 年	20 年
JPY	一般バケット	1.89%	2.49%	3.01%	3.58%

オ. MOCE

MOCE はランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

ランオフパターンの設定値は、所要資本に対する将来キャッシュ・フローとの整合性を考慮のうえ、決定しています。

④経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容および理由

本年度が初年度のため、当該事項はありません。

⑤経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

本年度が初年度のため、当該事項はありません。

⑥経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

ア. 会計上の見積りに関する事項

(ア) 会計上の見積りにより当事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートにその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす可能性があるものおよびその金額

(単位：百万円)

項目	金額
経済価値ベースの保険負債	1,053

(イ) (ア) に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

経済価値ベースの保険負債の算出方法は、注記③に記載のとおりです。

b. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提および翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には次の主要な前提の変動により、翌事業年度において著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記③に記載のとおりです。

(a) 損害率、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提

(b) 割引率に関する前提

イ. 会計上の見積りに関する変更

本年度が初年度であるため、当該事項はありません。

⑦金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 外国証券の種類別差異調整に関する事項

(単位：百万円)

外国証券の種類別差異調整（単体ベース）				
項目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)
外国証券	30	-	-	30
国債	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-
社債	30	-	-	30
株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-

(注) 本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

(6) 保険負債の商品別差異調整に関する事項

(単位：百万円)

保険負債の商品別差異調整（単体ベース）						
項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額 (MOCEの額を除く)
保険負債	936	177	△203	△2	130	1,036
損害保険契約等	936	177	△203	△2	130	1,036
未経過責任に係る保険負債	669	110	△275	-	130	635
その他保険	669	110	△275	-	130	635
既経過責任に係る保険負債	266	66	71	△2	-	401
その他保険	266	66	71	△2	-	401
再保険回収額	-	177	△82	△0	69	163
損害保険契約等	-	177	△82	△0	69	163
未経過責任に係る保険負債	-	110	△82	-	69	97
その他保険	-	110	△82	-	69	97
既経過責任に係る保険負債	-	66	0	△0	-	66
その他保険	-	66	0	△0	-	66

(注) 「その他保険」には、傷害保険およびペット保険が含まれます。

(7) ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額および所要資本の額の感応度分析に関する事項

(単位：百万円、%)

感応度分析 (単体ベース)					
項目	イ	ロ	ハ	ト	チ
	当期末の数値	円金利 50 ベーシス・ポイント 上昇	円金利 50 ベーシス・ポイント 下降	株式・不動産 10%下落	為替 10%円高
ソルベンシー・マージン比率	163.6%	+0.1pt	△0.1pt	△0.4pt	△0.5pt
適格資本の額	1,429	+0	△0	△4	△5
総資産	3,377	△0	+0	△4	△5
保険負債の額 (MOCEを除く)	1,036	△1	+1	－	－
現在推計を超える マージン (MOCE)の額	16	+0	+0	+0	+0
非保険負債の額	346	－	－	－	－
純資産の額	1,977	+0	－	△4	△5
所要資本の額	873	－	+0	△0	△0
市場リスクの額	50	－	+0	△0	△0

(注) シナリオ「ニ、米ドル金利 50 ベーシス・ポイント上昇」、「ホ、米ドル金利 50 ベーシス・ポイント下降」および「ヘ、円金利 UFR50 ベーシス・ポイント下降」につきましては、ソルベンシー・マージン比率の差の絶対値が 0.1pt 未満であるため、記載を省略しております。

(8) 適格資本の額および所要資本の額の変動要因分析に関する事項

本年度が初年度のため、該当ありません。

(9) ソルベンシー・マージン比率の計算（単体ベース）に用いられた前提および手法に関する事項

①現在推計の額の計算に係る前提および手法

ア. 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに調整後スプレッドを加算して算出しています。リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

調整後スプレッドは、保険契約ポートフォリオをトップバケット、ミドルバケット、一般バケットに分類して算出します。主な保険契約ポートフォリオごとの適用バケットと主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5 年	10 年	15 年	20 年
JPY	一般バケット	1.89%	2.49%	3.01%	3.58%

イ. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提は、保険種類別に設定し、直近の実績等および保険契約の特性を反映しています。

損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計においては、金融庁告示第 74 号第 15 条第 1 項に定める算式を適用しています。当該算式は、未経過保険料等にコンバインドレシオおよび新契約費率を反映して将来キャッシュ・フローを簡便的に見積もる方法です。コンバインドレシオおよび新契約費率の前提は、保険種類別に、直近の実績または収支計画に基づき設定しています。

損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計においては、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っており、具体的には、チェーン・ラダー法を用いています。展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績等および保険契約の特性を反映しています。

ウ. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容およびそれらの評価方法

該当ありません。

②所要資本の額の計算に係る前提および手法

ア. マネジメント・アクション

該当ありません。

イ. リスク削減手法

所要資本の額の計算において、再保険契約によるリスク削減効果をリスク削減手法として反映しております。

ウ. 損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

該当ありません。

エ. 内部モデル手法の適用

該当ありません。

オ. 内部割引率手法の適用

該当ありません。

③ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提および手法

ア. 保険料リスク

保険料リスクは 2026 年度における収支計画を用いて翌年度期待既経過保険料を計算しています。

イ. テロリズムの行為に係るシナリオ前提

その他の巨大災害リスクのうち、テロリズムの行為について、「チャーター機一機への爆弾搭載による搭乗者全員死亡」を想定シナリオとして設定しています。当該シナリオは海外旅行保険を主として取り扱っている当社のビジネスモデルを勘案した設定であると判断しています。

(10) ソルベンシー・マージン比率の算出および検証に係る手順ならびに体制の概要

単体ソルベンシー・マージン比率の算出責任部署をデータマネジメント部と定めるとともに、収益部門、収益管理部門および商品開発部門等の業務部門（以下「業務部門」という。）から独立した検証責任部署を経営企画部と定め、経営企画部の統括の下で検証を実施しております。

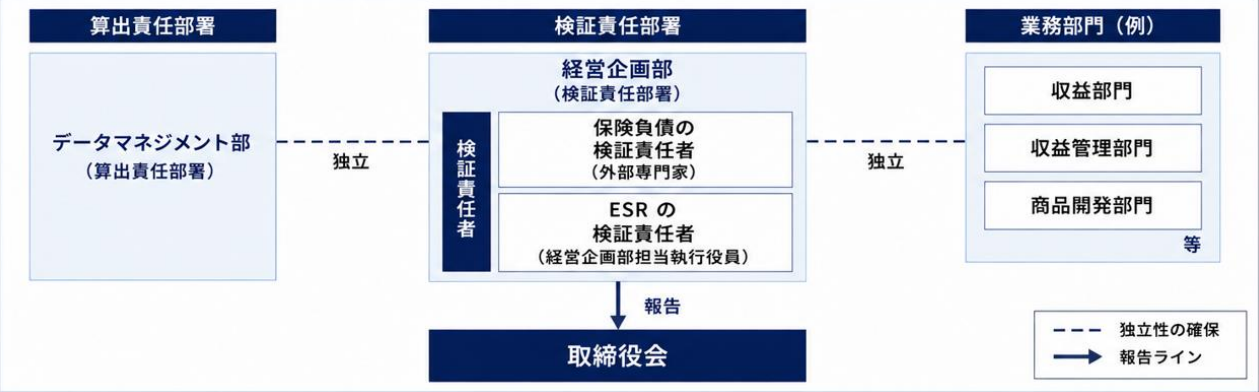
保険負債の検証責任者および ESR の検証責任者の選任は、選任のためのルールおよびプロセスに関する社内規程等に基づいております。各検証責任者については、単体ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性および当社における組織体制等を勘案して選任しております。

また、取締役会等へ直接報告できる権限等、各検証責任者の権限・責任・独立性等についても取締役会にて承認を得て、社内規程等に定めております。取締役会は、各検証責任者による検証結果について、報告を受けております。

① 単体ソルベンシー・マージン比率に係るフロー図



② 独立性要件の概要図



エイチ・エス損害保険株式会社

〒104-0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A

<https://www.hs-sonpo.co.jp/>